

ハ支那のロクス、一、其の待遇等アリマス。
 トイ、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 二、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 三、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 四、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 五、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 六、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 七、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 八、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 九、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 十、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 十一、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 十二、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 十三、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 十四、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 十五、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 十六、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 十七、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 十八、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 十九、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。
 二十、其のマス、本文書ハ一、其の待遇等アリマス。

機関若人新開書大開支那

財團法人協同會大阪支所

一、社民黨ノ合同提議ニ關シ我黨本部ハ一應受諾ヲ回答シ合同基
 準ヲ作成シコレヲ來ルベキ中央委員會デ決定ノ上、合同交渉
 開始スベク、而シテ上部組織ノ技術的交渉ト相續ツテ下部組
 織ノ壓力ヲ社民ノ大衆ニ加ヘ貴組合始メ各支持團體ノ協力ノ
 下ニ階級闘争ノ正シキ方針ヲ合同運動並ニ若シモ成立スレバ
 合同ヲ通ジテ擴充スベク至力ヲアゲ、ソノ成果ヲ中央委員會
 若シクハ大會ニ提出シテ「コレデ合同シテイ、カドウカ」ヲ
 決定スル方針ヲトツテキマス。
 只今ノトコロ、我黨本部ハ合同受諾回答ト合同基準ヲ決定セ
 ルノミデ社民黨トノ間ニ公式、非公式ノ一切ノ交渉ヲ持ダス
 只管ニ黨下部組織ノ積極的化ヲ促進シツ、アルノミデアリマ
 ス。
 吾黨ハ黨内結束ノ第一ヲ旨トシ在來ノ合同運動ニ經驗ナキ慎
 重ナル手續ヲトリ、一切ヲ最モ公開的ニデモクテイクニ進